

～制度融資を活用する際の信用保証料相当額を給付します～

長岡市制度融資活用サポート補助金

◎対象制度及び補助額

制度名	補助額
①新潟県セーフティネット資金（物価高騰等対策特別融資）	信用保証料 2 分の 1 相当分を補助 （上限 30 万円）
②新潟県セーフティネット資金（米国関税対策特別融資）	信用保証料 2 分の 1 相当分を補助 （上限 15 万円）
③新潟県セーフティネット資金（連鎖倒産防止枠）	
④新潟県フロンティア企業支援資金	信用保証料 3 分の 1 相当分を補助 （上限 15 万円）
⑤新潟県事業承継資金	
⑥新潟県事業再生資金	
⑦新潟県経営改善サポート資金	
⑧新潟県魅力ある職場づくり応援資金	

※令和8年4月1日（水）から令和9年2月26日（金）に実行されたもの

※補助対象は事業者が自己負担した信用保証料です。（国・県等の補助分は補助対象外）

◎申請期間

令和9年2月26日（金）まで

◎申請方法

当該融資実行後に、以下申請フォームより申請してください。

<交付申請受付フォーム>

<https://logoform.jp/form/P5EF/1484128>



<提出書類>

- ・当該制度を利用したことがわかる金融機関との金銭消費貸借契約証書など書類の写し
- ・市税の「未納がない証明」（納税証明書）の写し
- ・新潟県信用保証協会発行の「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」（信用保証料計算書）の写し

◎お問い合わせ

長岡市商工部産業支援課 Tel0258-39-2222（直通）

上記サポート補助金のほか、長岡市が新潟県信用保証協会へ、信用保証料を直接支払う融資制度もございます。

- ・「長岡市地方創生特別融資・起業創業貸付」（信用保証料 50%補助）
 - ・「長岡市小口零細企業保証制度資金（平常要件）」（信用保証料 50%補助）
- 詳しくは金融機関までお問い合わせください。

長岡市では⑥、⑦の申請に必要な経営改善計画の策定にかかる経費を補助しています。
（長岡市事業継続・事業承継計画策定推進補助金）

